

# 原蓄期農村における徴税請負の制度的性格

——宮城県登米郡の貢租米流通機構の変化を中心に——

渋谷 隆一

一、はしがき

二、貢租石代金納（徴税請負的制度）発現の一般的諸条件

三、宮城県登米郡における貢租米流通機構の変化と貢租石代金納

（一）貢租米流通機構の変化と徴税請負人の態様

（二）徴税請負人の致富機構の特質とその意義

四、おすび

## 一、はしがき

徴税請負制度は古代、ローマから近代にいたるまで<sup>(1)</sup>国家財政の必要——特に予算編成上の困難——に伴つて一時的に或は永続的に広く行われてきた。<sup>(2)</sup>この制度が特に重要な意義をもつのは、資本の本源的蓄積期においてである。というのは、租税制度は、資本の本源的蓄積の主要な契機として農民層の収奪過程を早めると同時に資本に転化する巨額の貨幣的富の蓄積を促進する。この租税制度に介入する徴税請負制度は、前期的資本家たちが租税の徴収を請負うことによつて、彼等が直接国家に支払うべき租税額よりも著しく大きな額を納税者よりしぼりとる可能性をうるからである。<sup>(4)</sup>だから前期的資本は、貨幣的富を殖やす安易な手段としてこの制度を利用する。<sup>(5)</sup>一方において絶対

王制も自らの財政的基礎を維持し、強化する必要から、これら徴税請負人たちに保護と特権を与えるのである。

わが国でも近代的租税制度（形式的ではあれ）の確立過程に、極めて僅かの期間であるがこの徴税請負に類似した制度を見出すことができる。すなわち地租改正に基いて地価基準の定率地租金納制が全面的に実施されるまでの過程に、過渡的にあらわれる石代金納、なかんずく巨大政商や地方の豪商・豪農たちによる買請石代金納がそれである。

本稿は、この買請石代金納（徴税請負の制度）が、どのような諸条件の下に現われるのか、また徴税請負人として登場してくる巨大政商や地方の豪商・豪農たちが、どのような機構の下に貨幣的富の蓄積を果すのか、それは資本の本源的蓄積期においてどのような意義をもつのか、以上の諸問題について、宮城県登米郡における買租米流通機構の変化を中心に考察しようとするのである。

註（一）「支払手段としての貨幣の機能こそは、高利の本来的な且つ独自の地盤である。一定の期限に支払うべき貨幣——土地賃料、賃租、租税等々——は、貨幣支払の必要をもたらす。だから高利は概してローマから近代にいたるまで、徴税請負人につきものである」（マルクス『資本論』邦訳、日評版00五三三頁）。

（二）「中世末期まで、ドイツの都市で、こういう遣り繰り方法や金融方法（都市の不動産及び課税力を抵当にした年金証書の発行や所謂騎士公債を募集するために乗馬使者を派して貴族を勧説して廻らせ貸付を懲通するなど……筆者註）やがおこなわれていたのは何故であるうか。このことを理解するためには、当時なお秩序ある予算制 Budget がなかったという事実を考慮に入れなければならない。都市（ならびに領邦君主）は、今日の私人の小家計の場合と同様に、一週間一週間、経済を立てていたのである。収入の増減常なく、そのため人々は絶えず支出を定め直していた。この予算なき経済の不都合を除く助けとなつたのが、かの租税請負制度 Steuerepacht であつた。この租税請負制度こそ、政治的権力に対して「そもそも年々どれだけの金額を予定したらよいか」について確定性を与え、そのお蔭で政治権力はこの金額とにらみ合せて支出経済を調整しえたのであつた。それゆえにこそ租税請負制度は、財政合理化の重要な手段として機能し、ヨ

ロッパ諸国が——あるいは一時的に、あるいは永続的に——用うところとなつたのである」(ヤックス・ウェーバー『一般社会経済史要論』邦訳、下巻、一三〇頁)。

(3) ヲルクス『前掲書』(4)三七九頁。

(4) З. Иерем, *Налог, Заем и Инфляция на сырое производство*, 1953, стр. 31 邦訳四五頁。

なお本書では、ロシアの資本の本源の蓄積期における徴税請負人の機能について次のような具体的な事例を挙げている。「請負人たちが住民にウォトカを売った価格は、この請負人たちが国庫に支払っていた請負価格の三ないし六倍であった。概算的な、不完全な計算によると、請負人たちの年収は、一九世紀なかごろには六億ないし七億八、〇〇〇万ルーブリに達した」(Там же, стр. 35 邦訳五一頁)。

(5) 「ブルジョアジーの蓄積を促進するもつとも強力な影響のうちには、銀行制度の発達と王室の借款や国債がふえたという事実があつた。大陸では、イタリアの銀行業者たちが、為替業と、国税および市の収入の徴集請負と、公債の売買で金持ちになつた。……租税徴集の請負もまた、むかしから、イングランド商人のもうけのいい手間仕事であり、国家の公債政策と区別にくい性質のものであつた」(M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, p. 189 邦訳二七三～四頁)。

## 二、買請石代金納(徴税請負的制度)発現の一般的諸条件

わが国の徴税請負的制度は、巨大政商や地方の豪商・豪農たちによる買請石代金納という姿をとつて現われる。ではどのような諸条件の下に現われてきたのであろうか。宮城県登米郡における具体的な検討を行う前に、予めその一般的な考察を行つておきたい。

明治維新の不徹底なブルジョア革命を通して絶対主義政府が生れた。政府に課せられた使命は、封建制社会から脱脚し、資本主義を急速に成長せしめることであつた。これがために最も基礎となるのはいうまでもなく土地であ

つた。維新政府の財政的基礎は、租税の大宗をなす地租である。<sup>(1)</sup>当時の社会経済は、農業を基調としており、農民が全人口の約八割を占めていたから財政的には農民の負担によらねばならなかつた。しかも他方において政府の財政支出は極めて大きい。米英露などの帝国主義的諸国の強圧にたいして富国強兵策（暴勳鎮圧費を含む）をとらねばならなかつたし、また産業の育成・助長もしなければならず、その上幕府及び諸候の負債の肩替りや旧藩主、家臣の秩禄処分のための支出も一身に背負いこまねばならなかつたのである。だから土地改革が、近代的租税制度の確立のための定率地租金納を骨子として、提起されたのは当然であつた。<sup>(2)</sup>

土地改革は次のような過程を経て遂行される。

まず大政奉還（慶応三年一〇月）を皮切に、諸候の版籍奉還（明治二年六月）、廢藩置縣（四年七月）と相次いで行われ、ここに封建的土地所有制（これに伴う封建的家臣団）の解体が急速に進められた。一方では一般農民の米販売の許可（明治四年五月）、田畑勝手作許可（同年九月）、職業の自由許可（同年二月）、田畑永代売買の解禁（五年五月）など封建的諸拘束が撤廃され、形式的ではあれ封建的身分の解放、土地私有権の法認がなされた。これは絶対主義政府が原蓄政策を遂行するための、いわば地ならし過程であつた。

この地ならし過程に続くのは地租改正である。いうまでもなく地租改正は、「先づ旧来ノ歳入ヲ減ゼサルヲ目的」<sup>(3)</sup>「地券税額ヲ原価百分ノ三ニ定ムルコトヲ論定ス」明治六年十二月、大蔵省）として、旧来の封建地代としての現物貢租を形式的ではあれ近代的な収益税としての貨幣租税へ転化すること、いい換えれば定率地租金納を内容とした改革であつた。それは次の契機を通して現われる。すなわち維新政府が版籍奉還、廢藩置縣を経て諸藩の貢租を一手に集中したとき、すでに不可避的につきまとう経済的・技術的要素に基づくものであつた。「旧慣穀納ハ其運搬納付極テ

煩ク雷ニ人民其勞費ニ堪ヘサルノミナラス毎歲市場穀価ノ昂低素ヨリ常ナク國產ノ財計得テ予算スヘカラス」(4) (地租改正の方法にたいする松方正義の評)、また「官既ニ貢米ヲ收メマタ之ヲ売テ金ニ代ヘ万機ノ費用ニ供スルコトナレハ、米価ノ高下ニ從テ政府ノ用度盈縮定マラス。就テハ翌年ノ經濟ヲ今年ヨリ予算スルコト能ハス、俗ニ所謂成行次第ナリ」(5) (神田孝平の田租改革建議、三年六月) といふことのなかによく示されている。つまりこのことは次の内容を示唆している。(6) 第一に、維新政府への貢租の集中は、幕藩体制下において各藩が行つてきた貢租米の徴収、保管、流通及び取引など一切の措置を政府に一手に背負わせるものであつた。しかしこのことは、いまだ全国的に徴税機關をもちえなかつた政府の能力を遙かにこえていた。第二に、政府はこの貢租米を當時の未成熟な米穀市場において、市場価格をくすさぬように換金することは殆ど困難であつた。第三に、この換金の不確実性は、予算を成立せしめる基準を常に動揺せしめた、ことなどである。

かくて緊急の課題としてもち上つてきた地租改正は、地租条例(六年七月)の發布を俟つて着手され、大蔵省出納条例の制定(九年三月)を契機に全面的に行われるにいたる。ここに資本の本源的蓄積過程は開花し、政府は強力なしかも統一ある原蓄政策——その基軸としての殖産興業政策——をうち出すのである。

しかし地租金納は一遽に行われたのではない。定率地租金納が完全に実現するまでには過渡的的制度として石代金納、預り米制度(九年一〇月—十二年九月)、及び代米納制度(一〇年一月—十二年九月)などが存在する。当面の課題である石代金納なканずく買請石代金納は、定率地租金納の実施以前に過渡的に採用された制度であるが、それは以上のような地租金納を必至とする政府の強い要請に(7) 応じて登場してくるのである。それをみよう。

廢藩置縣の以前における維新政府の支配地は、僅かに旧幕府の直轄地と、維新の際に没収した諸藩の知行地を合

せた全国の約四分の一の地域だけで、その他は依然として封建的、割拠的な藩政支配の下に置かれていた。当時の貢租制度は、幕藩体制下におけるそれと殆ど変りなかつた。政府は、維新直後「税法ハ姑ク旧慣ニ依ラシム」<sup>(8)</sup>(明治元年八月七日、太政官布告)旨の令を下し、検見規則においても「旧慣ニ依」<sup>(9)</sup>(三年七月)ことを確認している。この段階における地租金納の必要は、いまだ大部分が藩政支配に委ねられていたので、それほど切実な問題としては提起されなかつた。石代金納についてみても、漆・菜種<sup>(10)</sup>の金納(元年一月)、一般畑租米の金納(三年七月)、田米正納の分にたいする口米、六尺給米、小物成米などの附加税の石代金納(四年二月)を命じているに過ぎない。

廃藩置県以後になると、先に述べたように地租金納の必要は緊急の課題としてもち上つてくる。それは石代金納の適用範囲の拡大として具体化される。廃藩置県がすでに明示された四年五月には、畑租のみならず田租も「實際輪納ニ困難ナル村里ハ価金ヲ以テ納付スルヲ許ス」<sup>(10)</sup>という地方の実情を考慮した石代金納を令した。このことは、納税者のための「正米納難没」を斟酌するだけではなしに、「政府モ亦金納ヲ便利トセシカ故」<sup>(11)</sup>ということに、より積極的な意図を含んでいた。四年八月、大蔵省は府県にたいして、「当今普通ノ石代納等申立候果モ有之候ニ付テハ右御布告等閑ニ心得或ハ極難ノ場所ニ限り候儀ニハ無之右ハ御規則ニ照シ相願候ニ於テハ悉皆金納ニ候共不苦御趣意ニ候様御布告面篤ト了解イタシ末々マテ貫徹候様丁寧ニ可及示諭此段更ニ達ス」<sup>(12)</sup>と、石代金納の趣旨の徹底と勧奨を行っている。さらに五年八月には、田畑貢租は勿論のこと雑税にいたるまで現物納の旧慣を改めて、願出で次第、最寄市町における一〇月一日より十一月十五日までの日々上米平均価格を以て石代金納を許したのである。石代金納の適用範囲の拡大は、政府の換金能力の不足を幾分でも農民の負担——旧来の現物貢租を基礎とした貨幣貢租——によつて補おうとする措置であつた。その結果、「昨五年始テ地租ニ金納ノ自由ヲ許サレシニ由リ金ヲ以テス

ルモノ十の八九ニ居レリ」<sup>(13)</sup>（大藏省達六年一月）という状態を示した。数値の真偽はともかくとして、石代金納が現物賃租に代つて著しく増大したことは確かである。しかしこの石代金納の増大をもつて直ちに地租金納のための内的条件——生産諸力の發展による商品生産の一定の水準及び範圍——が成熟したとはいえない。なぜなら明治初年における農産物の商品化率——貢租米の商品化を除く——は、特産物が八〇〜九〇%、米が一五〜二〇%となつてゐる。大阪周辺や尾張西部、岩代など特産物を中心として農民的小商品生産の發展をみた一部の先進地帯を除けば、当時の農業生産は、概して小商品生産よりも家父長的な自然經濟がなお圧倒的だつたからである。では以上の基礎過程と全く矛盾する石代金納の高い比重は、どのように理解したらよいのであろうか。それは石代金納そのものの中に求めざるをえない。すなわち石代金納という場合、一般に指摘されているように、ただ農民の自生的な石代金納のみをいうのではない。実は前期的資本家たちが、石代金納に応じえない農民の貢租を肩替りする、いわゆる買請石代金納もこの中に含まれてゐるのである。後者は農民的小商品生産の遅れた後進地帯に高い比重をもつことはいふまでもない。

ではなぜ前期的資本家は、農民の貢租義務を請負うのか、いい換えれば、なぜ彼等は買請石代金納を行うのか。その根拠についてみなければならぬ。第一に、当時における最大の商品は、何といつても米であり、しかも貢租米である。それ故に彼等の最も大きな致富源は、当然のことながら貢租米の売買にあつたといえよう。幕藩体制下における貢租米の売買は、周知のように封建財政に寄生する特権商人が独占していたから、一般商人はその埒外に置かれていた。買請石代金納はこれとかなり異つてゐる。すなわち前述したように、前期的資本家が農民に代つて政府にたいして石代金納を行い、その代りに農民より貢租米を徴収し、これを市場で売却するのである。だから彼

等は買請石代金納を通して、絶対主義財政と農民に寄生する。その限り旧來の分散制地的な封建体制にしばらくることなく、より広汎な活動舞台が開かれ、しかも無地少地の農民に直接寄生することによつて、剰余価値の効果的な収奪が可能となつた。第二に、農民から徴収した買租米は、農業生産の未発達な状態、従つてまた価格機構の未成熟な状態を前提に、隔地間における米の価格差を利用して価値を實現し、これを讓渡利潤として彼等の懐に入れることができるのである。

以上のように買請石代金納の制度は、前期的資本家の發展にとつて、正に恰好の地盤を提供したといえる。

石代金納が許されるや三井組・小野組など幕藩体制に寄生して成長した巨大政商を始め、各地の豪商・豪農たちも政府にたいして買請石代金納の申請を行う。いま一例として三井組の申請書を掲げておく。<sup>(16)</sup>

「当秋租税買納之儀先般御改正之御布告有之全人民之利便を御審案之上正米代金兩納共可為勝手旨被仰出候ニ付而ハ億兆各其弁ニ随ひ時価之都合を謀り米金兩納之内可申上は当然之儀と奉存候茲ニ北越は初冬より深雪之地ニして從來運輸不便ニ有之然ル処当壬申ハ作毛他邦より尽熟之趣に候間果して其地之米價格別低価ニ可有之然ルニ人民從前正納之疾苦を厭ひ即今之御趣意を休し奉而代納相願候ハハ尙更時価低下致し終ニ代納相願候者共も其收入之米穀売却之際ニ於テ大ニ目算を誤り或ハ金納相滞候様之儀無之とも難申去り迎現在右様上下便益之御良制も被為在候処唯正納と而已相成候而ハ其間官民融通之便を失ひ其失費も不少厚キ御趣意も難被為行届儀と奉存候右ニ付聊公私之便利を謀り融通之道を補ひ度此度私共申合右地方（新潟、柏崎、新川、山口の四県……筆者註）に出張致し金納差支之者には其所持之米穀を質として金子貸渡亦は荒私度望之者ハ相当之直段ニ而買取遣候ハハ聊上下之御都合とも相成私共においても其間資金運用之余贏有之筈と奉存候就而は右地方ニ於て私共引受金納相成候分

ハ是迄御県ニ出納仕来之通三井組手形を以て御県江上納致し右手形御本寮江廻着次第東京本店ニ於テ引替通貨上納可仕候……」

買請石代金納の申請にたいして、政府は「買請方願出候者有之候ハハ身元詮議之上」許可する方針をとり、なお「願人等精々吟味之上望之者有之候ハハ早々可申立事」を県に命じている。いま確認しえた石代金納の請負人を列挙すれば次の通りである。巨大商社としては、三井組（北陸四県）、小野組（東北一一県）及び三井組傘下の三越商社（宮城・水沢両県―明治六年度）、地方商社としては、三陸商社（水沢県―明治五年度）、個人としては、水沢県下の桜井家（同県の一部―明治七年度）、京都府下の山本家（同府の一部―明治六年度）など、さらに特異な例として有名なワツパ事件の契機となつた酒田県士族の石代金納などである。

以上、買請石代金納が現われてくる経過を大雑把にみてきた。ここで一応の要約をしておこう。

買請石代金納は、脆弱な絶対主義財政を維持し、強化するための地租金納の要請と、基礎過程に制約された農民の金納の困難との矛盾を縫合する手段として登場してくるのである。これがためには、まず前期的資本家たちが幕藩体制に寄生して蓄積してきた貨幣の威力の確認が前提となる。前期的資本家は、買請石代金納を行い、絶対主義財政を補強する代償として、高価な果実を特権的に受けとるのである。すなわち三井組の「貢米買請申立書」にみられたように、彼等の多くは、府県為替方としてすでに官金取扱の特権をえていた。この特権の一貫として、また具体的な延長として現われる。ここで特に注目すべきことは、買請石代金納の性格を規定する農民への寄生の仕方である。石代金納は、本来の趣旨からいえば、農民の自由意志に基き、彼等と政府との間に決められるべき性質の

ものである。それ故に農民の貢租を肩代りする買請石代金納も、まづ農民と前期的資本家との自由な代納契約を行い、それに基いて代納者である前期的資本家は、政府との租税上納契約を結ばねばならないのである。しかし絶対主義政府に強く纏着する前期的資本家たちは、こうした正常な手続を経ずに、政府との契約に基いて買請石代金納を農民におしつけるのである。かくて事実上、彼等は貢租米の徴収権を、政府から公定の価格で安く買取ることとなり、いわゆる徴税請負制度と極めて類似した性格をもつにいたるのである。このようにして政府の保護と特権をえた彼等徴税請負人（厳密な意味ではないが、以下これにならう）は、絶対主義財政と農民に寄生して、一遽に巨額の貨幣的富を蓄積し、同時に農民層の収奪をおし進めるのである。

註(1) 明治八―一二年の五カ年間の平均をとれば、全租税収入の八〇・五％は地租によつて占められている。平野義太郎『明治維新の変革に伴う新しい階級分化と社会的政治的運動』一九頁。

(2) 小林良正氏は、我が国における資本の本源の蓄積の諸契機を検討し、その特質について次のように述べられている。

「日本に於ける原始的蓄積については、その農業における資本主義の見透しの欠除の故に、『全過程の基礎』をなすところの『土地からの農民清掃』がイギリスにおける資本主義の見透しの欠除の故に、『最も激烈な暴力』によるもの——しかもヨーロッパの『資本主義時代の曙光』をなしたもの——とされる植民制度は、この国にあつては、少くとも明治初年においては、北海道以外に植民地と目すべきものがなかつた関係上、それ自体として、発展すべき基礎を欠いてゐた。……『国債制度』であるが、典型的なヨーロッパの場合には、『海上貿易と商業戦争とを伴う植民制度が、それ『国債制度——筆者註』に、温室として役立つた』……日本の場合には、むしろ国家機構の維持、殊に内乱の平定と、その物質的存立条件たる軍事的な鎖鎖産業、ひいては全産業の育成に助長と、旧封建的支配者の義務の繼承にもとづく、落債および秩祿の処分とこそ、『原始的蓄積の最も強い楨杆』たる国債の温室たりしものである。……かくて『維新政府』の原始的蓄積政策における、租税制度の意義は重大となる。それは如上の国家機構およびその存立条件たる、軍事的なし鎖鎖産業の発展のための、直接の根拠たると共に、依つて以て、尨大なる臨時的必要が賄はるべき国債制度の支点をな

すものであるから」（小林良正『明治維新に於ける商工業上の諸変革』一六～二〇頁）。

(3) 『明治財政史』第五卷、三六〇頁。

(4) 『同書』第五卷、三二九頁。

(5) 『明治前期財政経済史料集成』第七卷、三〇一～二頁。

(6) 井上晴久『日本資本主義の発展と農業及び農政』五〇頁。なお我妻東策『明治前期農政の諸問題』六七～八頁参照。

(7) 当時大蔵大輔であつた井上馨の租税金納論について渋沢栄一は次のようにいつている。「……農業を勤め、穀納を金納に変更したいと云うのが、其時の最も強い御趣旨だつた。それで今日の所では、税が農にはかり属して居つて、僅かしか取れぬ。是れでは国は富まぬ」（『世外候事歴維新財政談』—長幸男『日本における信用制度の成立前史』『講座信用理論体系』Ⅲ五一頁）。

(8) 『明治前期経済史料集成』第七卷、三〇一頁。

(9) 『同書』第七卷、三〇四頁。

(10) 『明治財政史』第五卷、三〇〇頁。

(11) 『同書』第五卷、三〇二頁。

(12) 『同書』第五卷、三〇一頁。

(13) 『明治前期財政経済史料集成』第七卷、一七五頁。

(14) 綿谷赴夫「戦前戦後における農民層の変貌(一)」(『農業総合研究』第一一卷一号、一四～五頁)。

(15) 鈴木直二『米穀配給の研究』八八頁。

(16) 『明治初年地租改正基礎資料』上巻、九四～五頁。

(17) 『同書』上巻、九四頁。

(18) 「小野組が宮城県をはじめ、当時の東北一県の租税の収納を取扱つた例について見るに、それは一県の貢米を集荷して、それを売却し、その代金を政府に納めるという役割をもつてゐる。……それが小野組にとつては大変な利益になつたことは当然である。この場合に租税として米を集める場合の米金換算率と、その米を売する場合の米相場との差は小野組の利潤になるわけであるから、資本金のある商人にとつては極めて有利な仕事だつたと思う」（『七十七銀行編』七十七年

原蕃期農村における徴税請負的制度の性格

原蕃期農村における徴税請負の制度的性格

一二三

史』三四頁。

(19) 明治六年度における京都府藤野郡久美浜村の買請石代金納は、小野組と同村の山本甚左衛門が行っている（農政調査会編『地租関係農村史料集』一一四五頁）。

(20) 土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』、服部之總『明治の革命』など参照。

(21) 飯淵敬太郎『日本信用体系前史』一四九頁。

(22) 為替方は、明治元年二月、三井八郎右衛門、島田八郎左衛門及小野善助が会計事務局官金の為替取扱を為すことを申請し許されたのが初めである。同年一二月には東京府下の両替商三井以下五〇名が会計官金為替用達を命ぜられていた。さらに五年五月井上大蔵大輔の建議をとり入れ、府県送納の租税金を為替方に委任することになり、三井、小野、島田三組の設置した各地方支店に為替方支店の名称を附し、支店のない府県は後日設置のときより施行せしめた。五年八月、為替方の名称は廃され大蔵省為替御用掛と改められ、三井小野組合銀行がこの任に当つた。同年一月、国立銀行条例が發布されると右組合銀行は第一国立銀行と改称し、六年六月、大蔵省の金庫出納事務を行つた。各府為替方は六年七月の太政官布告に基き創設され、ここに従来官金出納に関する方法、規約が一定されるにいたる（『明治財政史』第四卷、一〇〇五〇頁）。府県為替方には「巨商豪農其他何人ヲ論セス身元確実ナルモノヲ選定シ大蔵省ノ許可ヲ受ケテ之ヲ命シ」（『同書』二四頁）たのである。

(23) 為替方は、註(22)で述べたように官金取扱―租税金の送納―を主要業務としていた。この官金取扱は「無担保またはわずかの担保で無利子の巨額の公金を取扱うことができるのであつて、それが国立銀行―ひいては豪商地主の莫大な利潤の源泉となつた」（長幸男『日本における信用制度の成立前史』『講座信用理論体系』Ⅲ五〇頁）。これと結びついた業務が租税収納である。ここに特長がある。

### 三、宮城県登米郡における貢租米流通機構の変化と買請石代金納

いままで、買請石代金納が現われてくるための一般的な諸条件と特質について考察してきた。ここでは具体的に、

明治初期における宮城県登米郡の貢租米流通機構の麥容過程を追跡しながら、ここに登場してくる徴税請負人の態様と、その致富機構の特質を考察することにした。

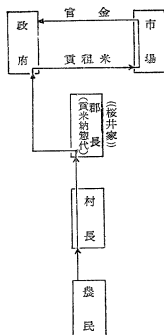
始めに登米郡の概況について触れておく。当郡は、宮城県の北部に拡がる典型的な水稲単作地帯の東北端に位置している。東は北上山脈を境に本吉郡に接し、北は岩手県、西は東北本線をはさんで栗原郡に對し、南は遠田及び桃生両郡に続き、その中央を北上川及び迫川が南北に貫流している。行政機構の変化についていえば、維新以前には仙台藩の知行地に属していた。戊辰戦役の結果、仙台藩は六四万石から二八石に減知されたが、それに伴い当郡は維新政府の直轄地となつた。その後土浦藩の取締地（俗称涌谷県—元年二月）、登米県（二年八月）、一ノ関県（四年二月）、水沢県（同年二月）、磐井県（八年一月）を経て現在の宮城県（九年四月）に編入されるにいたつた。<sup>(2)</sup>歴史的な諸特徴のうち最も重要なことは、仙台藩特有の買米制度（米穀専売制度）である。北上川及び迫川による常水害地帯としての悪条件と相俟つて、この買米制度は、農民的小商品生産の發展を著しく阻害してきたのである。

### （一）貢租米流通機構の変化と徴税請負人の態様

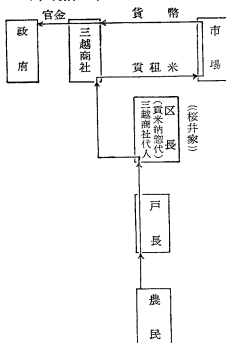
貢租米流通機構の麥容過程を、登米郡登米町の桜井家の資料に基いて図示すれば、次の四図となる。ここに明らかにように、貢租米流通機構は、買請石代金納を採用した五年を転機としてかなりの変化がみられる。それは、貢租米流通の担当者である徴税請負人（三陸、三越商社と桜井家）と、貢租米徴収の頂点に立つ区戸長<sup>1</sup>貢米納惣代（桜井家）に現われている。従つて両者の麥容過程に焦点を合わせてみてゆくことが必要である。

なお具体的な分析に當つて次の点について附言しておかねばならない。第一に、貢租米徴収の際の共同体的諸規制の分析は、

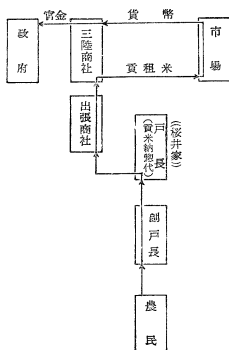
(1) 明治3～4年



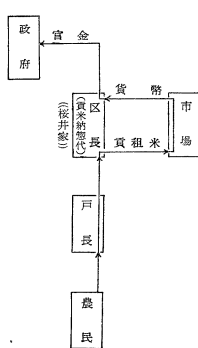
(3) 明治6年



(2) 明治5年



(4) 明治7年



第1図 賃租米の流通機構

資料の制約から省略し、従来の概念をそのまま踏襲したこと、第二に、文中に豪農層の用語を用いたが、これは厳密な意味での豪農ではない。私がここで取上げている桜井家は、区戸長などが一般的にもつと思われる豪農的性格からむしろかけ離れた例外的な存在をなしていること、である。

(イ) 明治三〜四年（第一図(1)参照）

先述したように、この時期は元年八月の太政官布告及び三年七月の大蔵省達によつて、旧来の貢租米制度が確認・継承されたときである。貢租米の徴収は、おおむね仙台藩の制度を受けついでいる。<sup>(4)</sup>すなわち貢租は、県官の割付けに始まり、これに基いて村長が徴収して各村方蔵場に納める。貢租米が蔵場に徴収し終ると、郡長⇨貢米納惣代は、各蔵場毎にこれを検分する。その上県係官の検査を受け、貢租米上納の承認をうると、郡長⇨貢米納惣代は、これを舟で各蔵場から石巻まで廻漕し、大蔵省石巻出張租税寮に引渡す。ここで始めて貢租米上納は完了するのである。いま貢租米徴収に関する桜井家の資料を挙げようである。

「明治三年寅年十一月、登米郡治中初メテ登米郡村々貢米納惣代ヲ拜命ス。係官黒田権少属殿貢米纏方蔵場ニ巡回ノ附属セリ。本年貢米ハ翌年三月迄ニ悉ク黒田ノ見留ヲ以テ皆納シ、石巻出納所出張官内中ノ納惣代郡長本宮彌右衛門、佐々木藤九郎等ニテ出納ノ手数ヲ勤務ス。此本納ノ際更米追々相生スルヨシ。管内貢租高ハ平均シ米四斗二升入ニテ俵ニ付米四合六勺ツツ欠米ヲ出スコトニナル」（桜井家「日誌」）。

「明治三年寅之年、登米県トナリ、涌谷二県庁ヲ被置本郡管轄ニ編入。当秋初メテ貢米ノ制度ヲ被定、各村貢米ノ取立ノ任務ハ郡長之レカ責務トナリ、亦貢米納惣代トナリタリ。各蔵場ヘノ手続ヲ終ニ、納米ハ県庁黒田氏出張セラレ、郡長納人等ノ元締トナル。亦納米ハ之レニテ納惣代責務済ニナラス、石巻蔵場迄川下ケ船ノ取締セシ上再ヒ大蔵省石巻出張官ニ引渡シテ初メテ本納トナル。郡長ノ責務大ナリ。亦郡長ハ之レノミノ公務ニシテ済ム

ヘキ役目ニハ無シ。就テ自分ハ郡長ノ納惣代人ノ依頼ヲ受ケ、亦本郡内登米、浅水、加賀野、桜岡、赤生津ノ五蔵場貢米纏所ノ出張官ノ差図ヲ受ケル郡長代理ヲモ兼タリ。此年ノ貢米無滞石巻本納済タリ。出張入費ハ關係村持ナリ」(同家「貢米關係雜証」)。

「明治四辛未之年、前年度ノ貢米取立ノ制度ナリ。自分ハ矢張郡長納惣代兼ノ代理者トナリ、地方五蔵場詰ヨリ石巻詰トナリ大蔵省ヘ本納済タリ」(同家「日誌」)。

以上のように、貢租米徴収は、維新政府の下に包攝された旧來の村政機構——村落共同体的ヒエラルヒー——を基盤に始めて遂行しえたのである。かくて徴収された貢租米は、政府の手によつて市場で売却されて官金となる。

ここで貢米納惣代として貢租米徴収機構の頂点にたつ桜井家の生成過程について触れておこう。同家には維新以前の資料は殆ど残っていない。僅かの資料とききとりによれば、維新以前の同家は、賭場の貸元を主業とする一方増締役(文久三年)<sup>(5)</sup>、締役(慶応元年)という村役人でもあつた。締役とは、大肝入に直屬し、管轄内の犯罪人の捜査及び捕縛を行う<sup>(5)</sup>、いわば現在の警察官であつた。幕末には以上の職權のうちでも、貢租米の未納の取立や、先に述べた貢米制度にたいする農民の脱穀(ヤミ売)の取締と摘発が重要な仕事であつたようである。<sup>(7)</sup>このような職權をもつ締役の權勢は、大肝入や肝入とともに相当なものであつた。例えば寛政九年三月、江刺郡に起きた農民一揆の際の「御百姓口上書」によれば、貢米の緩和要求、村方役人屬の私曲不正、村方経費の過重にたいする不満とともに、大肝入、肝入の更迭及び締役制度の廃止などを強く訴えている。<sup>(8)</sup>また明治二年一月、登米郡川西一四カ村で起きた農民一揆(いわゆる「川上土寇」)の際にも登米町の肝入と締役の權勢(旧藩當時の年貢・貢米徴収の非違横暴)にたいして鋒先が向けられていることから知りうる。<sup>(9)</sup>このように締役として藩權力の下縁機構に連なつた桜井家は、維新

以降にもそのまま新政府の機構に包攝されて締役を勤める一方、郡長代理として貢米納惣代となるのである。当家が明治一〇年以降、醸造・金貨・地主として飛躍的な発展を遂げる基礎は、貢米納惣代として貢租米流通機構を掌握しえたことにある。この点については後に詳細に検討する。

(口) 明治五十八年(前掲第一図(2)、(3)、(4)参照) すでにみたように、四年五月および五年八月の再度の太政官布告

によつて石代金納が一般化され、地租金納化の方向が明示された時期である。(1)図と異なる点は次の通りである。すなわち貢租米の徴収(農民↓戸長↓郡長・貢米納惣代)は、依然として貢租米(現物)上納であるのに、貢租米の流通(↓商社或は桜井家・徴税請負人↓政府)は政、府に代つて徴税請負人が担当し、彼等の市場活動を媒介に金納の姿をとつてゐることである。ここに買請石代金納の図示された姿をみるのである。

では登米郡における買請石代金納は、どのような条件の下に現われてきたのであろうか。

第一に、先に指摘したように、明治初期の農民的小商品生産は、一部の先進地をのぞき概して未発達であつた。当地方は特にそうだったから、一部の地主・富農を除いて、農民の自生的な石代金納は殆ど困難であつた。すなわち当地方は、米穀農業を基調としており、米の商品化以外に貨幣をうる途はなかつた。しかしこの米の商品生産の成果も、旧藩当時は過重な貢租(五公五民)<sup>(9)</sup>と例の買米、さらに両者の増徴によつて、ことごとく藩に奪われ、農民経済の再生産すら常に脅される状態であつた。維新とともに買米制度は廃止されたが、貢租は依然として農民に重くのしかかり、農民的小商品生産の発展を著しく阻害していた。こうした基礎過程の特質は、当然のことながら市場機構の未成熟を規定する。特に買米制度は、自由な農民米市場の形成とそれに伴う米穀商人の分出を阻害した。

「石巻は仙台藩の買米制度が行われていた為に、脱穀の取締、米相場の桎梏、振売の嚴禁が行われていて、著しく

其商業機能が狹隘となつていた。其は藩の買米制度の爲に他領へ米穀を商いする事が出来ず、他領の米商人と取引關係を結ぶ大問屋の存在がなかつた<sup>(11)</sup>。だから若しも農民の自生的な石代金納が可能であつたとしても、それは米穀市場の未形成によつて逆に阻止されるのである。

第二に、以上のことから、農民は、石代金納が許されても、いままで通り貢租米上納によるしかない。しかしこれも次の事情で困難であつた。というのは、正石上納の場合には、貢租米の品質、俵拵えの検査が嚴重であり、その上俵拵の規格の変更<sup>(12)</sup>——「俵四斗八升五合から四斗二升——もあり、「俵拵等不馴ニテ歳々貢納ニ至リ刎俵痛米等出来」る有様で、この欠米の補充や貢米納惣代の出張経費の捻出なども農民の負担となり、さらに「川下ヶ等數十日相掛年内相納候分モ明年ニ至リ川様不宜ヨリ必数月歳詰ニ相成村民ノ傷害不容易難渋候<sup>(13)</sup>」という条件もつけ加わつたからである。

以上の二要因は、租税収納上大きな障害となつた。租税をスムーズに収納するための残されたただ一つの措置は、徴税主体である県がすでに巨大な貨幣蓄積をもつ前期的資本家に依存することである。貨幣の威力の確認である。こうした前期的資本にとつて最も有利な条件の下に、彼らは政府の保護と特権をえて、買請石代金納に乗出してくるのである。

ではどのような前期的資本家たちがどのような方法で買請石代金納を行つたのであろうか。前掲第一図(2)、(3)、(4)に従い、年次を追つて検討することにした。

三陸商社の買請石代金納とその特質 明治五年には、三陸商社が買請石代金納を行つてゐる。始めに、三陸商社がどうして買請石代金納を行ひにいたるかを明らかにするため、その設立の経過と性格について触れておく。

明治三年の初め、通商司は、東京商社と旧仙台藩の豪商にたいして石巻商社（三陸商社の前身）の設立を励奨する<sup>(14)</sup>。設立の契機は、戊辰戦役及び明治二年の凶作によつて疲弊困窮した三陸地方の産業を復興させるためであつたという。しかしその意図するところは次の二点であつたと思われる。一つは産業復興というよりもむしろ「北越並奥羽等ハ王命ニ随ハス御追討ノ跡ニ付一層御仁政ト人民屈服致シ候様精々育撫可致<sup>(15)</sup>」こと、つまり商社をつくることによつて、放置しておけば新政府を覆す勢力ともなりかねない農民の不安定な状態を幾分でも緩和するために、いま一つは、旧藩権力を支えている豪商・豪農を政府の下に糾合することによつて、旧藩権力を実質的に骨抜きにするためであつた<sup>(16)</sup>。

いま第一表により石巻及び三陸商社の役員の維新以前における役職と職業についてみよう。まず商社の年番頭取についていえば、九名のうち七名までが仙台藩の為替組・御財用方と融通組に属した豪商たちであつた。為替組は、江戸、上方と直取引する商人がその取引先へ仕払うべき代金を藩に納め、藩が江戸上方において売却した米の代金と為替にする制度で、藩内における第一級の豪商一〇名によつて構成されていた<sup>(17)</sup>。彼等は同時に財用方御用達をも命ぜられたらしい<sup>(18)</sup>。融通組も為替組・財用方御用達とともに御貸上金・御手伝金など御用金調達のための制度で、藩内における第二級の豪商約五〇名によつて構成されていた<sup>(19)</sup>。特に為替方に属する豪商たちは、莫大な御用金調達の代償として、藩の国産方——生糸・紅花や買米などの独占的販売——の特権をえていた<sup>(20)</sup>。なかでも中井新三郎は、安政二年から維新にいたるまで米方御蔵元となつた程の最も大きな豪商であり、また佐藤助五郎は巨額の献金をする<sup>(21)</sup>ことによつて、士分に取立てられ、郡奉行出入司という要職をも兼ねた人である<sup>(22)</sup>。為替組、融通組には属していないが、米川十右衛門は、仙台検断でありかつ為替組係名主として彼等と密接な関係をもつた町方役人であつた<sup>(23)</sup>。こ

のように年番頭取には、仙台藩当時の著名な特権商人層が名を連ねている。ただ武山市右衛門だけが以上の系譜から外れている。彼は、仙台藩当時、藩米を江戸へ廻漕することを業とする石巻きつての豪商であり、また金権郷士であつた。恐らく地元を代表して入つたのであろう。

(なおこの年番頭取の下に連なる頭取並には石巻商人が名を連ねているがここでは触れない。)

次に三陸商社傘下の出張商社の役員についていえば、資料の制約上僅かに登米出張商社頭取の尾形銀三郎のみしか知りえない。彼は仙台藩当時太物(具服)商を営んでいたが、藩札の乱発によつて物価の変動常ない経済事情を利用して巨利を博し、遂に登米郡佐沼の大肝入(文久二年)となつている。維新後も引続き大肝入、郡長、副区長を勤めた郡内有数の豪農であつた。他の出張商社の頭取については知りえないが、

第1表 石巻及び三陸商社役員層の役職と職業(明治維新以前)

|        | 商社における役職    | 明治維新以前             |                       |
|--------|-------------|--------------------|-----------------------|
|        |             | 役職                 | 職業                    |
| 中井新三郎  | 石巻・三陸商社年番頭取 | 仙台藩為替組。御財用方。蔵元     | 呉服・太物。古着緑綿。生糸紅花。質屋。金貨 |
| 横山清七   | 同           | 仙台藩為替組。御財用方。       | 古着商                   |
| 佐藤助五郎  | 同           | 仙台藩為替組。御財用方。郡奉行出入司 | 呉服・太物商                |
| 岩井作兵衛  | 同           | 仙台藩為替組。御財用方。       | 呉服・太物商                |
| 小谷新右衛門 | 同           | 仙台藩為替組。御財用方。       | 藥種。瀬戸物商               |
| 谷口惣兵衛  | 同           | 仙台藩為替組。御財用方。       | 古着商                   |
| 藤崎三郎助  | 同           | 仙台藩通組              | 呉服・太物商                |
| 米川十右衛門 | 同           | 仙台検断(為替組係名主)       | —                     |
| 武山市右衛門 | 三陸商社年番頭取    | 郷士                 | 廻漕業                   |
| 尾形銀三郎  | 登米出張商社頭取    | 大肝入                | 農業。太物商                |

1. 商社の役員氏名及びその役職は、宮城県図書館蔵、賃租米関係資料より拾集。
2. 明治維新以前の役職及び職業は、『仙台市史』(1)と(7)、『仙台人名大辞典』、石巻市役所編『功績録』、『登米郡史』上巻による。

恐らく尾形家同様に、大肝入、肝入、検断などの豪農層が起用されたものと思われる。

以上のように、石巻・三陸商社は、幕藩体制に寄生しつつ貨幣蓄積を果してきた特権商人層を中核とし、また各地の豪農層を出張商社に糾合して設立された、いわば前期的資本の合本的商社であつた。

商社は次のような事業を行つてゐる。石巻商社の頃には、通商司の監督の下に、主に東京商社〔後に東京開商社と改称：筆者註〕から資金の援助を受けながら生産引立と称して、養蚕、漁業及びその他個人に対して貸付を行つてゐた。<sup>(26)</sup>その貸付方法は、諸生産物の産出時に、貸金元利に見合う生産物で返済させる、いわば生産物引当の貸金であつた。<sup>(27)</sup>だから商社は、生産者を前貸でしぼりつけ、販売市場から遮断することによつて諸商品を独占的に掌握するといつた、前期的資本活動を行つていたのである。石巻商社は、三年一月に、三陸地方一帯に商権を拡張するため、三陸商社と改称し、涌谷、小沢、一ノ関、宮古、鉢ヶ助の内、盛岡、仙台などに出張商社を置くことになつた。<sup>(28)</sup>商権の拡張に伴い商社の販売品目は、木綿類、織物類、海産加工品、傘、紙など著しく増加した。<sup>(29)</sup>かくて蒐集された商品は、商社から東京商社へ送られて、販売されたのであらう。

三陸商社について特に注目すべきことは、東京商社と組んで為替方の事業を行い、宮城・水沢両県の為替御用を命ぜられたことである。<sup>(30)</sup>ここに府県為替方となつた三陸商社は、先述したような諸条件の下に、買請石代金納の特権をうるのである。

次に三陸商社の買請石代金納の方法についてみよう。

「明治五年十一月、水沢県治中村々貢米納惣代拜命ス。貢米ハ県庁ニテ御為替方登米商社〔正確には三陸商社登米出張商社：筆者註〕ニ御払ニナリ、……直々翌三月ニ至リ皆商社及阿波野謙助突合せ勘定済ンデ悉ク決済極ル」〔桜

井家「日誌」。

「明治五壬申之年、貢米へ前年ノ如ク自分ハ地方五歳場取纏納惣代ノ代人ノ依頼ヲ受ケ歳場取纏セシカ、此年県官ノ關係ヲ經ス県ノ命令ヲ以該貢米ヲ三陸商社ニ引渡シ済タリ（之レハ官ニテ商社ヘ売却セシナリ）」（同家「貢米關係雑誌」）。

右の桜井家の資料によれば、次のことが指摘しうる。第一に、買請石代金納といつても、この場合には、農民と商社との代納契約はただ戸長の承認をうけるほんの形だけのものではあつた。県と商社との租税上納契約が成立し、農民はただいままで通りに「県ノ命令ヲ以テ貢米ヲ三陸商社ニ引渡ス」だけで、「県ニテ売却セシナリ」という性質のものであつた。従つて石代金納勝手たるべしという趣旨は全くといつてよい程貫徹していない。第二に、県との契約に基づく貢租米徴収は、出張商社の手を経て行われる。出張商社には区戸長などの豪農層を糾合していたから、彼等を媒介に貢租米徴収機構に結びつき、スムーズに貢租米收納が行いえたのである。

以上要するに、三陸商社は、強力な国家権力を背景に、買請石代金納を行つていた。それ故に政府から徴税権を買取る徴税請負制度に最も近い姿をとつていたのである。それが買請石代金納という形で買取つた徴税権であるかぎり、かつての貢租米徴収にみられたような国家権力の直接の発動はない。商社の貢租米收納を可能にするのは、出張商社と貢租米徴収機構——村落共同体的規制——とを結びつけている豪農層の掌握によつてである。

**三越商社の買請石代金納とその特質** 明治六年には、三越商社が三陸商社に代つて新たに買請石代金納を行う。始めに商社の設立事情とその性格について触れよう。

三越商社の発起人は戸塚貞輔である。彼と商社との關係を知るために、石巻市役所編『功績録』をみれば大略次

のように述べている。彼は武州秩父郡大野原に生れ、一四歳のとき江戸に出て古着商や呉服商に奉公する。明治初年にいたり、五〇両の資本をもつて本所で両替業を始め、数ヶ月の後には一遽に一万七、〇〇〇両の利得を挙げたという。当時三井組は政府の為替方となり、また生糸その他の海外貿易をも行っていたが、ある東北の大藩と取引の上で問題を惹き起した。三井組はこの問題の調停を戸塚氏に依頼する。氏はこれを円満にしかも三井組に有利に解決した。この功績によつて三井組客分として遇せられるにいたる。明治三年、氏は東北地方が将来商業の發展にとつて極めて有望であることを三井組に説き、三越喜左衛門の名義をもつて資本を出さしめ、石巻を本拠に米穀・生糸売買及び貸金を始める。氏は支配人となつて、総収益の百分の一五を報酬として受けることになつたのである。<sup>(31)</sup>三越商社は、以上の経緯をもつて設立された三井組傘下のいわば傍系的商社であつた。

その後明治六年にいたるまでの商社の活動を知らうる何らの資料をもたない。ただ考えられるのは、先述したように三陸商社が、政府の援助を受けて三陸一帯の商權を握つていたから、三越商社の進出の余地は殆ど無かつたであらうことである。三越商社がようやく日の目をみるにいたるのは、三井組が当地方に進出してくる明治六年である。これは廃藩置県によつて、絶対主義政府が旧藩權力を自己の手に集中し、体制化してゆく過程に照応する。

次にどのような理由で、三越商社が買請石代金納の特權を手に入れたかをみよう。水沢県における明治六年度の買米買請申請は、三陸商社と三陸商社とから出される。<sup>(32)</sup>県はその採否について大蔵省に伺を立てる。これにたいし大蔵省は、「管下ノ分一致ニ買受方願出候節ハ本人身元篤ト取調之上詳細具狀可致事<sup>(33)</sup>」を県に命じている。その結果として三越商社に許可があるのである。この間の事情について知りうる何らの資料も残されていないが、恐らく次のことが多分に作用していると思われる。

第一に、「当社〔東京開商社…筆者註〕並ニ三陸商社ニテ宮城水沢両御県御為替方勤仕罷在候処明治六年一月中更ニ三井組へ可引継旨被仰渡候<sup>(34)</sup>」とあるように、三陸商社は、三井組の地方進出の前に、まず県為替方の特権を奪われてしまふ。商社後退の第一歩である。かかる事態に対処して三陸商社は、東京開商社と合併する。合併の意図は、為替方の特権を放棄する代りに商業（買請石代金納を含む）上の特権を確保しようとすることにあつた。いま宮城県知事宛「東京三陸商社商業之願（六年九月）」をみれば次のように書かれている。

「昨壬申御租税米公私之便利御審察之上正米代金両納共可為勝手旨被仰出候ニ付当御県並ニ水沢御県御管内郡村吏卜遂示談石代上納請負仕当六月中御代金之義者三井組手形ヲ以大藏省江皆納仕候儀モ御座候就而者当癸酉〔明治六年…筆者註〕御租税米御同様之処分ニ候ハハ昨壬申之通執行申度一休両者共御両県御為替御用相勤罷在候処当夏三井組へ引継候上ハ米豆ヲ始諸産物取扱ニヨル外商社之業無之右ヲ以是迄ノ損毛ヲ補三陸商社永續仕三陸之物産繁殖仕候様東京商社更ニ合併仕…<sup>(35)</sup>」

三井組は、なおこの商業上の特権をも享受しようとする。このことは為替方となつた三井組にとつてみれば当然の要求であつた。なぜなら為替方の官金出納に租税収納の大宗をなすのは、いうまでもなく買請石代金納だつたからである。三井組は宮城県知事宛に次のような書簡を送つている。

「御当県御管下今癸酉租税石代昨壬申之振合ヲ以悉皆金納可致仰出ニ就而ハ下店御為換御用相勤候順席ヲ以米穀引請金額無遅滞上納致具候様各区区長一統依頼申出右ハ兼而御案内被遊候通下店之儀ハ総而御用筋一卷ニ而商法之儀ハ末家三越喜左衛門江申附専商業罷在候間右同人手代連被申渡既ニ仮納約仕候然上ハ相庭之儀御庁而割出定額ヲ以公平取引為致右金額何時上納被仰付候書於下店聊無遅延調達可仕候<sup>(36)</sup>」

この書簡に明らかなように、県為替方となつた三井組の強い口添と保証によつて、三越商社は前面に浮び上つてくるのである。

第二に、三越商社の経営状態があまり芳しくなかつたことも挙げねばならない。東京商社と合併する六年九月には、「生産引立之御趣意ニ基キ郡村吏引請証券ヲ以テ貸出置候滞滞金現金貳拾三万円余有之」という状態であつた。このうちには東京商社からの一三五、〇〇〇円が含まれている。<sup>(38)</sup> 経営状態の不振は、当然のことながら租税上納を危険にする最も主要な要素であるから、政府にとつては到底容認しえないことであつた。

以上のような事情を背景に、三越商社は買請石代金納の特権を、三越商社に譲らねばならなくなつたのであろう。同年の貢租米について三越商社は、「租税米買請願候趣難聞取下方相對買之儀者可為勝手尤当年正米納有之貴族扶助米相渡残余之分有之候へ其節何分之沙汰可及事」と僅かに恩恵をえてゐるに過ぎない。かくて特権の座から外された三越商社は、その後単なる商業組織として余命を保つのである。<sup>(40)</sup>

次に三越商社の買請石代金納の方法について考察しよう。明治七年二月四日『新聞雜誌』の投書論説は次のように報じている。「昨癸酉三越地方貢米買入の事件、三井組の手先と称する者地方官に列し、水沢県よりは其管内へ三越商の外一切米売捌の儀相成らざる旨を郷村小前へ布達せり。其威権を張り金轡を以て区戸長を驅使し、非常に貧民を督責し、買米を運輸し去るその利を貧ること此れを以て見るべし。三越商貢米買入の手先、石巻商井上某栗野某（これは阿波野の誤りである：筆者註）、佐藤某なる者三名郡区長と謀り、米百石に莫大の手数料を与へ、租税石代納勝手たるべき御布告を隠くさせ、租税本納の事に小前を欺きしを、小前にて追々御趣旨の違へるを搜索し、水沢県管内栗原郡大森村農林蔵と云もの彼三越の奸商某等区戸長へ合体し小前を暗虐せしを憤り、同志の者一村挙

て石代金を管轄庁へ上納せし所、区戸長手元に於て三越商へ貢米為替金を以て上納せし故に直納に及ばざる旨林蔵へ申渡さるに、林蔵屈せず……此事強訴に近きを以て遂に捕縛せられしと、実に愍然たる所置と云ふべし。宮城県管内にも是に類似せる件数枚挙するに暇あらず。……同社〔東京横浜三井組〕よりして之を開く歟<sup>(4)</sup>と。正に「原蕃期中の原蕃期——火事場中の火事場<sup>(42)</sup>」と表現しうるように、国家権力と癒着しつつ組織的集約的な収奪を行つたのである。

三陸商社と三越商社の買請石代金納の方法についての共通点と相違点を挙げれば、次の通りである。両社の共通点は、「県の命令ヲ以貢米ヲ三陸商社ニ引渡」したり、「三井組の手先と称する者地方官に列し、水沢県よりは其管内へ三越商の外一切米の売捌の儀相成らざる旨を郷村小前へ布達」するなど、国家権力と結びつきながら買請石代金納を行つてゐることである。従つて、徴税請負制度に最も類似してゐるといえる。両社の違いは次の点である。すなわち三陸商社は、出張商社に正副戸長など豪農層を結集してゐたから、彼等の掌握する貢租米徴収機構を、間接的に利用することによつて、貢租米徴収を行ひえた。三越商社の場合には、「金轡を以て区戸長を駆使」するといつた反面、「郡長と謀り、米百石に莫大な手数料を与へ」て、彼等豪農層を、商社の末端機構（代人制度）に広汎に包攝し、貢租米徴収機構と直接に結びつけたことである。これを機能的にみれば、単に貢租米の徴収という面だけではなく、代人となつた豪農層に貢租米蒐集の下請をさせ、その代償として譲渡利潤の分け前を与えるといつた、前期的資本特有の掠奪的購買の面をつけ加えたことである。ではどうして代人制度を必要としたかといへば、それは三越商社の経営機構の特質にある。第二表に示したように、代表者―支配人―手代といつた普通の商店と同じ組織をとつてゐるが、三越喜左衛門や戸塚貞輔は、三陸商社の役員とは違つて地元顔のきかない外来者であり、ま

た手代も石巻や涌谷の無名の商人を起用しているから、貢租米徴収に不可欠の豪農層との連繋ができなかつたし、また三陸商社の出張商社のように、郡村に拠点をおく組織をもたなかつたからである。

ところで買請石代金納を手懸りとした商社の農民への寄生は、貢租米徴収機構を変化せしめ、同時にその頂点に立つ区戸長など豪農層の商人化を促進せしめる。三陸商社傘下の出張商社及び三越商社の代人制度がそのための拠所である。豪農層の致富源は巨大政商や地方の特権的な豪商と同じく米であり、しかも貢租米であつた。しかし彼等の微弱な力をもつてしては、当時の市場を掌握していた巨大政商や地方の特権的な豪商たちに対抗することはできない。だから国家権力を背景に農村に進出してくる特権的な商人資本に迎合しながら、彼等の本来的にもつ前期的資本活動をおし広めてゆくのである。

桜井家を中心にこれをみよう。同家は先に触れたように郡長代理Ⅱ貢米納惣代として村政機構の頂点に立つていた。しかしそれだけではなく次のような前期的資本活動をも行つていた。四年三月には、郡内の有力者五名とともに県庁新築営繕世話役を仰付かり、次のような商人資本的な手腕を振いながら新築営繕費を捻出している。

「水越蔵場ニ残り預り置ク午ノ年ノ貢米払受度県江出願ス。然ルニ此米ハ県庁ニテ涌谷商社〔三陸商社涌谷出張商社の略称：筆者註〕江ノ払ニナル分ニテ商社ニ直掛合ス。商社承諾ノ上

第2表 三越商社職員層の役職と職業  
(明治維新以前)

|        | 商社における地位 | 明治維新以前における役職・職業  |
|--------|----------|------------------|
| 三越喜左衛門 | (代表者)    | 三井家一族            |
| 戸塚貞輔   | 支配人      | 三井家客分、両替屋(明治3年頃) |
| 阿波野謙助  | 手代       | 石巻商人             |
| 横山万五郎  | 同        | 涌谷商人             |
| 佐藤三之助  | 同        | ――               |
| 井上常次郎  | 同        | ――               |
| 桜井保治   | 代人       | 締役、賭場貸元          |

1. 商社役員氏名及びその他位は、桜井家「日誌」より拾集。
2. 明治維新以前における役職と職業は、石巻市役所編『功績録』、桜井家資料による。

払受ル。：此米金ヲ以県庁營繕費ニ為替ス。則營繕方御下渡金ニス」(同家「日誌」)。

また五年五月には、郷宿——郡内各村から搬出される貢租米を預り、それを川舟に積立てる迄の一切の世話をなし、百俵につき一俵の蔵敷料をとる<sup>(43)</sup>——を県に申請し、許可をえている。貢米納惣代の職権と結びついた商人機能の獲得である。桜井家の前期的資本活動は、県と結びつくことによつて拡げられてゆく。さらに著しい拡大は他ならぬ三越商社の代人制度に包攝されることによつてである。

「貢米ハ自分前年ノ如ク納惣代トナル。三越喜左衛門代人戸塚貞輔ト県庁トノ間ニ売買ノ約成立シ、亦自分ハ登米郡丈ノ同人ノ代理ヲ委嘱セラル、一方納惣代ノ代理人、一方買受人戸塚貞輔ノ代理人トナリ、万事都合好貢米ノ受渡済タリ」(同家「貢米関係雜証」)。

「明治六年癸酉十二月、水沢県治中本年貢米之義ハ三越喜左衛門代トナル戸塚貞輔總轄シ、阿波野謙助、横山万五郎、井上常之助、佐藤三之助等買方致シ、阿波野謙助ハ追々ニ別懇ナルモノニテ同人ヨリ依頼受ケ、登米郡ハ阿波野ニ代リ商法盛大ニ致度目論見ニテ引受ル。則当那貢米手元ニテ買受ケ阿波野へ渡スコトニ約ス。翌七年三月、貢米取立ヨリ川筋運送等悉ク相済ミ三越方決算ス」(同家「日誌」)。

右の資料が示しているように、桜井家はいままで自力では果しえなかつた前期的資本活動の場を一層拡大するために、積極的に三越商社に結びつく。逆に商社の側からいえば、上向しようとする豪農層を吸収することによつて、容易に利潤抽出の基盤を確保しえたのである。かくて桜井家は、一方において、貢米納惣代として農民を代表し、他方において、代人として商社を代表するという、いわば二つの魂を矛盾することなく体现するにいたるのである。豪農層の商人化の動きは、七年を迎えてさらに活潑となる。

### 桜井家の買請石代金納とその特質

明治七年には、三越商社に代つて新たに桜井家が登米郡の買請石代金納を行う。始めに、どうして三越商社が、買請石代金納の特権を放棄するにいたつたかをみよう。三越商社の支配人戸塚貞輔は、「この年〔明治七年…筆者註〕の暮に到り…頗る感ずる所あり、断然三井組を辞し、爾後一年間世事を抛ち身を閑散に処し、私かに機会の到来するを待ちたり」とあるように、三井組との関係をたち切つてゐる。その理由については明らかにしないが、恐らく次のことによるものと思われる。周知のように、七年一月は、小野組（島田組は八年二月）が、政府の官公金取扱に關する規則改正——府県為替方に取扱金額（概算額）の三分の一の担保の提出を要求——によつて破産したときである。三井組は、政府筋から予めことの機密を授けられ、速に公債証書の買収を行い、抵当に振向けることによつて、辛うじて破産をまぬかれるのである。この際に、三越商社のような傍系的商社の整理も、同時に行つたのではないかと思われる。とも角こうした事情を背景に三越商社は、解体を余儀なくされる。三越商社の解体に伴つて、三井組自身による買請石代金納が当然予想されるが、小野組、島田組など巨商の倒産が続いてゐる当時、その余裕は恐らくなかつたのであらう。

しかし三井組の後退は、ほんの一時的であつて、地租金納が施行された九年以降には、再び各出張店において、租税支払の貨幣に苦しむ農民に吸着して米穀引替の貸金を行うのである。<sup>(46)</sup>巨商の破産及び三井組の一時的な後退の間隙を縫つて現われたのが他ならぬ桜井家などの豪農・豪商たちの買請石代金納であつた。直接の契機は次の通りである。

「明治七年十二月、登米郡貢米買受人ナク、人民迷惑スルニテ年来ノ情合ニ基キ引受賁度強テ村々ヨリ頼マレ、手元一篇ニテ引受ル」（同家「日誌」）。

すなわち第一に、三陸及び三越商社のような大手の買請者がなく、さりとて農民にはいまだ自生的な石代金納を行ひうる条件が欠如していた。第二に、買租米上納も先述したような事情から困難であつた。この窮地から逃れるには、地元の豪商・豪農たちの貨幣蓄積に依存する以外にはなかつた。いま桜井家と部落の代表者との間に交わされた買請石代金納の定約証文の一例を挙げれば、この間の事情をよく示している。

定約証文之事

甲戌貢米

一、米三百貳拾九石五斗七升八合 吉田村之内桜岡

此儀 八百貳拾三俵三斗七升八合 但四斗入外切下貳升ヲ込合四斗貳升入

此金 千三百七拾三圓貳拾九錢貳厘貳毛

右者第一大区吉田村之内桜岡去甲戌貢米正石納分藏場取纏置候分既ニ上納之際ニ相成先般中御係御官員様御稽見被成下候処米姓俵拵等粗末ニ而索圖拵直シ上納可申上事ニ御説諭ニ相成候処実ハ近年來三陸商社其外三越喜左衛門等ニ示談石代上納ニ引受貰受候米柄米姓俵拵等モ夫成示談之上上村方手数入相成様引渡居候後ニ而其幣習既ニ当年ニ至リ正石上納ト申際誠ニ不寐裁ニ至リ依而方今貴殿方ニ示談之上商社三越家同様之俵拵ニ而御立相場ヲ以入目等ハ御本納同様ニ御引受買度示談相整乍追々右米高石代納ニ被成下度奉願右指令相成候ハハ前頭之趣ヲ以貴殿ヘ御任仕候御約定相違無御座候隨而ハ追而違約為無之貴殿ヨリ上納為抵当金百圓御預リ仕候御指令次第取計方可申既トモ決極金百圓正ニ預リ置申候追而御指令相成候ハハ右金ヘ足シ合真高金才貴殿ニ而上納可被下候取纏置候分之米前高無相違川岸ニ而御渡可申依テ為後日約定証文如件

明治八年二月二十八日

二小区吉田村之桜岡

証人 比毛 久左衛門

登米町 桜井 保治 殿

かくて桜井家は、登米郡の買請石代金納を行うのであるが、他の町村においても桜井家と同様に区戸長など豪農層による買請石代金納が広汎に行われたものと思われる。<sup>(47)</sup>

次に同家の買請石代金納の方法についてみよう。三陸及び三越商社とはかなり相違している。すなわち商社は、国家権力と密接に結びつきながら、県為替方の特権の延長として買請石代金納を農民におしつけた。桜井家は、「年来ノ情合ニ基キ引請賈度強テ村々ヨリ頼マレ」て行うのである。そのかぎり本来の徴税請負制度からかなり遠ざかり、九年の定率地租金納の実施後、広汎に展開される豪農・豪商の米穀引替の貸金に似てくる。しかしまだ一方においては政府と租税上納契約を結び、絶対主義財政に寄生する側面を残すかぎり徴税請負的制度の遺影を残している。いわばそれへの過渡的な形態なのである。商社と最も異なる点は、いうまでもなく買租米の徴収、従つて農民への寄生のための中間的機構を必要としないことである。自ら掌握している買租米徴収機構をそのまま活用し、その上に前期的資本活動を付け加えればよいのである。だから、商社のように国家権力との結びつきをそれ程必要とせずに、買請石代金納はスムーズに遂行される。ここに新時代に最大限に照応しようとする彼等の願望を妙からず満たすことになるのである。

以上、買租米流通機構の変容過程に、徴税請負人として登場してくる、巨大政商、地方の豪商・豪農などの態様を素描してきた。ここで指摘しうることは、幕藩体制に寄生した地方の特権商人層の淘汰と、絶対主義の経済的基礎過程Ⅱ国内市場の形成と軌を一にする巨大政商と、これに結びつく地方の豪商・豪農の進出である。こうした徴税請負人の変化につれて、買請石代金納の方法は、旧来の買租米徴収の側面を次第に払拭しつつ、市場形成に即応

した前期資本的活動の側面をより強く帯びるようになり、九年の地租金納以降における米穀引当の貸金に接近してきたことである。次に彼等の致富機構の特質を考察することによつて、原蓄期における徴税請負的制度の性格をより明らかにしなければならない。

註(1) 清水東四郎『宮城県通史』三三三頁。

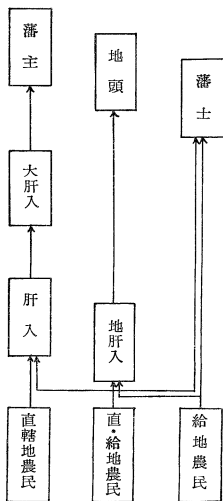
(2) 『登米郡史』上巻、二〇九頁。

(3) 買米制度は、仙台藩の初代藩主伊達正宗の寛永頃から行われたといわれている。一時衰退するが、五代藩主吉村の正徳年間(一七一―一七五五年)の財政窮乏を契機に享保年間(一七一六―一七六六年)に制度化された。買米の方法は、藩において予め買米のための基金を備え、春耕期に農民の望みによつて無利息前金を貸付け、秋収期にその貸下金に見合う時価の米を収納するのである。藩はこの買米を買租米・雑穀と共に江戸に廻送して販売し、相場の高低に依つて生ずる利益を藩財政に振り向けたのである。買米制度が実施された初期には、無利息前金であり、しかも時価に基づく代金の貸付であつたから農民はこれを良法として歓迎していた。しかし宝暦五年(一六五五年)の凶作、また六年六代藩主宗村が死するに及んで財政が極度に窮乏するにいたり、大阪の豪商からの借入金によつて財政を維持する状態となつた。藩は同年には、従来の無利息前金制度を廢止した。その上買米代金の支払すら滞るようになったので農民はこれを喜ばず、米穀を密毀(ヤミ売)する者が多くなつた。かくて買米に不足を生ずるにいたつたので、藩は米穀の密毀を嚴禁し、川筋或は街道に御石政所をもつけ、その取締りに當つた。買米に當つて藩は予め一ヶ年の買米高を予定し、各郡村に割付けたので、全く買租米と似た性格をもつにいたつた。なお買米制度の詳細については、土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、野村岩夫『仙台藩農業史』、平重道『仙台藩領農村の崩壊―御買米仕法を中心に―』(吉田良一博士還暦記念会編『東北史の新研究』所収)など参照。

(4) 明治五年までの買租米の徴収基準及びその機構は、仙台藩當時の制度を原則的に踏襲しているが、次の点で若干の變化がみられる。第一に、買租徴収の基準が仙台藩の買高制度から石高制度に改められたことである。仙台藩では、天正・文祿の大開検地によつて一般に石高制度がとられた後においても、買高制度をとつてきた。一貫文は田は八反歩、畑は二町四反程度である。この買高制度は、明治三年より、それに相応する石高に改められた(『登米郡史』上巻、三四九頁)。

第二に、貢租米徴収機構は、仙台藩特有の土地所有制度の解体によつて、若干の変化をみる。すなわち仙台藩の土地所有制度は、藩の直轄地Ⅱ「御蔵入」の外に、地頭領主や家臣（一〇〇石取以上）の地方知行地Ⅱ「給所」とからなつており、地頭や上級家臣には、貢租米の徴収権が附与されていた。なお地頭は、地肝入を通して貢租米を徴収していた。（飯淵敬太郎

「東北地方における土地所有の形態」（人文科学委員会編『土地制度の研究』所収）、佐々木慶市「近世東北農村の形成と構造—仙台藩農村について—」（前掲『東北史の新研究』所収）。従つて貢租米徴収機構は、右図のようで、維新以降は地肝入が廃止され、本文第一図に示したようになる。



仙台藩の貢租米徴収機構

- (5) 『登米郡史』上巻、一六七～八頁。
- (6) 『登米郡米川村誌』二四〇頁、森儀兵衛の出入司に提出した意見書「御買米の儀に付吟味の覚」。
- (7) 前註(3)参照。
- (8) 平重道「寛政九年における仙台藩領の農民一揆」（『登米郡新田村史』所収）参照。
- (9) 『登米郡史』上巻、一九三頁。
- (10) 「当家仕来之法府に而年貢と作徳と五分々に相成候様相考見当相立用捨遣来候」（仙台藩より登米県への引送書）『登米郡史』上巻、二二八頁。

- (11) 鈴木直二「米穀配給の研究」八九～九〇頁。

- (12) 仙台藩当時の俵格は、「本石米豆四斗五升入一俵（三升五合）づつ口欠相懸四斗八升五合以上有次第に而太糲七通菊籠留原蓄期農村における徴税請負の制度的性格

五所結立繩四通之俵仕持仕」(『登米郡史』上巻、二二八頁)であつたが、政府は、明治二年八月(大藏省達)貢租米一俵の容量を四斗と定め、三年一〇月(出納司達)には五斗入俵五斗一升三合、四斗入俵四斗一升に改め、さらに五年八月(太政官布告)には、四斗二升到統一するとともに、容量の完全を期するために、内外両装の外に藁席を包装するよう命じている。なお貢租米の検査は嚴重で、「毎俵差米イタシ手本米ト引合米姓劣候分ハ可相除事」(明治元年一月、会計官、二年九月、大藏省)とした。(『明治財政史』第四巻、第三章参照)

(13) 宮城県図書館蔵『明治六年官省指令』(貢米石代納之義ニ付再応申上書)。

(14) 石巻商社の設立年月は明らかにしない。設立前に民部省官吏が石巻を視察するが、この一行には東京商社々員も参加しており、商社設立の勸奨を受けている(日本銀行調査局編集『日本金融史資料(明治大正編)』第二巻、一三七頁)。なお三年六月に商社から東京為替会社宛に書簡を送っているが、これには「今般当国石巻並仙台表土商社御取建相成、先達御役人中様方御出張被銘々共四人外拾五人、右商社頭取且頭取並等被仰付難有仕合奉存候」(『明治前期財政経済史料集成』第一五巻、三〇三頁)とあり、頭取には第一表に挙げた八名の名が連記されている。従つて設立年月はほぼ三年春頃で、東京商社と仙台の豪商が商社設立の勸奨を受けたといえる。

(15) 日本銀行調査局編集『前掲書』第二巻、一三七頁。

(16) 長幸男「前掲論文」四〇一頁参照。

(17) 『仙台市史』(1) 四四六頁。

(18) 『同書』(1) 四五六頁。

(19) 『同書』(1) 四五〇頁。

(20) 『同書』(1) 四五六頁。

(21) 『同書』(1) 四四九頁。

(22) 中井家については、『仙台市史』(1)及び江頭恒治「封建制下における商業資本の在り方―江州日野の豪商中井源左衛門家の場合―」(『野村博士還暦記念論文集』「封建制と資本制」所収論文)に詳しい。

(23) 『仙台人名大辞典』四六一頁。

(24) 『仙台市史』(7)四頁、及び『同書』(9)一九六頁。

(25) 『登米郡史』上巻、七二五頁。

(26) 石巻市図書館蔵『通商綴』。

(27) 石巻商社の貸付方法を知る一つの例を挙げれば左の通りである。(前註資料)

養蚕仕付金前借之事

一金 何千両也 但利足月壹分五厘

内訳 金何百両 何村

” ”

右之金子私共村々小商之者共養蚕仕付金ニ差支難波仕候ニ付前借之義相願候処今般諸物生産御引立之御趣意ニ基付御貸渡被下私共一同借用申候処実正也返済之義ハ当九月限生糸取纏之相庭ヲ以其割元利ニ仕向ケ返済可仕候万一繭出產高相劣候義有之候共右仕付金之義ニ付聊も無遅滞皆済可仕候為其村役人加判養蚕仕付金前借証文仍如件

何 村……………誰

……………誰

何村肝入……………誰

……………誰

大 肝 入……………誰

# 石巻商社

(28) 明治三年一月、仙台、一ノ関、登米、盛岡、胆沢、江刺各藩県及び民部省の官吏が登米県庁に参集し、『三陸會議』

を開いている。この會議の議題の一つとして石巻商社ノ拡張案が提出されているが、その理由はこうである。『……今石

巻商社アリテ大ニ有無ヲ通スルノ名アレトモ其実力不足其故何ソヤ各藩県施政ノ一ナラサルト又或ハ我管内ヲ見テ大ニ三陸ヲ顧ミサルノ情アリ從テ人民孤ヲ抱キ互ニ相凌クノ勢ヲ生スコレ商社ノ充実セサル基本ナリ何ノ日カ開クルノ期アラン蓋シ石巻商社ノ名アルヲ見テ頑民隔意ヲ生スルナランカ依テ石巻商社ノ名義ヲ廢シ更ニ三陸商社トシテ而シテ各藩県戮カ

厚蓄期農村における徴税請負的制度の性格

同心三州ノカヲ合セ物産ヲ運轉シ以テ其地ヲ富シ其人ニ利スルノ真理ヲ説カハ必ヤ疑念ヲ散シテ人々カヲ合スルニ至ンカ尤三陸中運轉ニ便ナル石巻ニ如ク者ナケレバ是ヲ元会所ト定メ各地方便宜ノ地ニ出張所ヲ置カハ脉絡貫通盛社ヲナサンカ又從テ地力モ起ラン……」。なお出張所（出張商社と公文書ではいつている）は次のような事業を行う。「基之物産輸出等ハ勉メテ無遺漏様買上ケ元会所へ差送り或ハ其便宜ニヨリ各所へ売捌可申輸入品ハ出張所之需ニ応シ且ハ其景況ヲ計聊無差支様元会所ヨリ差送可申事」（岩手県蔵、『三陸会議録』）。本資料は、岐阜大学丹羽邦男氏の転写したものによる。同氏の御好意に対して改めて謝意を表したい。

(29) 七十七銀行編『前掲書』三三―四頁。

(30) 『同書』三四頁。

(31) 石巻市役所編『功績録』一一〇―二頁。

(32) 宮城県図書館蔵『明治六年官省指令（水沢県）（管内当買米石代納之義御留）』。

(33) 『同資料』（買米石代納之義ニ付再応申上書に対する松方正義の解答）。

(34) 日本銀行調査局編集『前掲書』第二卷、一四〇頁。

(35) 宮城県図書館蔵『明治六年諸願何評議留（租税課）』。

(36) 『同資料』。

(37) 『同資料』。

(38) 尚註（34）に同じ。

(39) 宮城県図書館蔵『明治六年諸願何評議留（租税課）』。

(40) 七十七銀行編『前掲書』三四頁。

(41) 『新聞集成明治編年史』第二卷、二四〇―一頁。

(42) 服部之総『明治の革命』五四頁。

(43) 『増訂最上郡史』四二四頁による。

(44) 石巻市役所編『前掲書』一一七頁。

(45) 「三井組はこの際、政府筋から予め事の機密を授けられて居たものか、早く店員を各地に派遣し、新に抵当として政府

に納入すべき公債証書の買収を了し、十分にその準備を整えて居たので纔に破産を免れることが出来た」(『中上川彦次郎伝』一三九頁)。

(46) 『三井銀行五十年史』三八頁。

(47) 一例として、水沢県第二大区四小区平磯村の場合を挙げることができる。「……今般買米之議各地便宜之タメ金納奉願候ハハ実際ニ依リ御開届被成下候御布達之御趣意……村内一同熟議確定仕更ニ村吏手許ニ於小前カラ追テ上納済迄之間石代金の当之作得米纏置且後日米価昂低ヲ生し候共必苦情不申立旨書面請取置候上奉出願候間出格至仁之御診議ヲ以願之趣御開済石代金納被仰付候様被成下度……」(農政調査会編『地租改正関係農村史料集』一二七一頁)。

## (二) 徵稅請負人の致富機構の特質とその意義

いうまでもなく商人資本の利潤は、流通過程の内部で行われる購買と販売という二つの行為によつて作られ、販売において実現される。いい換えれば、安く購買して高く販売することによつてえられた剰余価値を資本の増殖部分として、その利潤となすのである。従つて徵稅請負人の利潤と、その抽出機構の特質を捉えるために、まず購買過程と販売過程とに分けて考察することにした。

### 購買過程の特質

先にみたように、徵稅請負人による貢租米流通は、普通の商品のそれとは異つて、農民と政府との両契約によつて制約され、特質づけられるが、購買過程においてはどのように現われるか。それは貢租米の徵收と購買という両側面が結びついていることである。すなわち三陸商社や三越商社の買請石納代金のように、農民との契約よりも政府とのそれが強い場合には、徵收的側面が強い。何故なら本来政府が徵收すべき貢租米を商社に公定価格で安価に買収らせるからである。いい換えれば、商社は貢租米の徵收権を安く買収することによつて、一時

的ではあれ実質的な土地所有者となり、その資格で地代（貢租米）を徴収するといった側面が強いからである。しかし一方においては、形式的ではあれ農民との契約を結んでいるから、それに基く購買的側面も存するのである。三陸商社に対して三越商社は、この徴収の側面に購買的側面をより多くつけ加えてきているといえる。さらに桜井家となるとより一層購買的側面が強い。こうした特殊な購買過程（徴収と購買の結合）は、区戸長などの豪農層を掌握することによつて始めて可能である。豪農層は、一方において村落共同体の支配者、共同体的規制の掌握者であり、同時に他方において前期的資本家でもある。だから、第一に、徴税請負人は、この豪農層を掌握することによつて、始めて共同体的規制を媒介とした貢租米徴収を行い、かつこの遂行を保証されるのである。

いま便宜的に京都府熊野郡久美浜村における買請石代金納を例にとれば次の通りである。（農政調査会編『地租改正関係農村史料集』一一四五―六頁）

其村々当年米納之分豊岡町出張小野組並ニ久美浜村山本甚左衛門引受金納致度頼談有之爲ト遂対談候処可然事ニ付手堅ク証文取之爲引受候ニ付而者左之条々爲心得相違候也

- 一、米性精々吟味之事
- 一、俵拵砵石ニ付欠米ニ升当用意之事
- 一、指札之儀当年限見合之事
- 一、中札之儀左之通相認可申事

丹後国熊野郡何村

米主

誰

西貢米四斗入

右之通相心得早々斗立置沙汰次第津出相成候様心掛可有之候猶委細之儀者浜方掛リ之者ヨリ追々可相達候也

明治六年十一月八日

区長

稲葉市郎右エ門

第二に、豪農層を掌握することによつて、商人資本の掠奪的な購買、すなわち小商品生産の未発達を前提とした詐欺購買が充分可能となる。というのは、豪農層のもつ前期的資本機能に容易に便乗しこれに依存しうるからである。具体的には「示談石代金納」を通して行われる。徴税請負人は区戸長を通して政府の定める公定価格（官立相場、すなわち「最寄市町村十月週日ヨリ十一月十五日迄日々上米平均直段」を基準に、米質、俵拵などの条件を加味した示談を行い、無地少地の農民から掠奪的な購買を行うのである。

#### 販売過程の特徴

販売過程も購買過程と同様に農民と政府との契約に制約される。ではどのような点にみられるか。租税上納と販売といった両側面が結びついていることである。租税上納の基準は、先にみたように官立相場である。官立相場は、最寄市町村における上米平均直段で決定されるが、販売的側面はかかる条件に規制されない。だから販売過程で取得した剰余価値が徴税請負人の利潤となるには、米の市場価格と官立相場との間に差があること、いい換えれば、租税上納的側面と販売的側面とが分離すること、これがミニマムな条件である。それ故に維新当時における米穀市場の形成状態が当然に問題とされねばならない。

幕藩体制下における米穀流通の大宗は、いうまでもなく貢租米であつた。米穀市場は、江戸、大阪の大消費地を中心に、各城下町にも貢租米（武家米を含む）を基軸に形成され、歳元に代表される特権商人層の支配下におかれていた。これにたいし農民米の流通も除々に増大していたが、いまだ大きな比重を占めるにはいたらなかつた。維新

以後、磨藩置県、米穀の自由販売の許可、さらに地租金納化の方向が明示されてくると、これに伴つて必然的に米穀市場の再編成が行われる。産地市場の広汎な形成がそれである。しかし産地の取引は、地租、高利、その他の貨幣支出に促進された農民米の販売であつて、決して自由なそれではない。<sup>(3)</sup>かくて形成された各地の閉鎖的な市場間の米の価格差を利用して、前期的資本は利潤を取得しうるのである。

当時における市場形成の特質を、米価の面からみてみよう。『地租関係書類彙纂』には、各府県別に五ヶ年平均の米価高低表を挙げている。明治三十七年までの米価は、各府県ともまちまちであつて、統一的米価は勿論みられない。概して商品生産の遅れている東北及び北陸の諸県は低く、ほぼ一石三〜四円である。逆に商品生産の発達している関東及び関西の諸県は五円程度となつており、著しい価格差を示している。<sup>(4)</sup>また宮城・水沢両県下における米価をみると次のごとくである。明治六年における仙台、古川、白石、石巻における上米一石当り米価は、それぞれ三・〇二円、二・五〇円、二・四一円、二・八〇円である。<sup>(5)</sup>僅か二県内においてさえ驚くほどの価格差を示している。こうした閉鎖的な米穀市場と価格機構の未成熟こそ徴税請負人の跳梁の場である。

当地方は、米の生産地帯であるが、商品生産が著しくおくれ、しかも交通条件が悪く、その上仙台藩当時の買米制度によつて価格機構が未成熟であつた。その事情はこうである。

「三陸地方生育之法諸物産数多候得共就中米穀ヲ以当国産之第一ニ有之候処昔年於御旧藩他邦輸出之儀ハ商人共取扱不相成御法令ニ有之候故当国商人共之儀者東京大阪ヲ始隣国等之相場引約売買致候儀ニ無之他邦之不拘御領内而已ノ相庭取引ニ而隣国ノ相庭活動モ敢心ニモ相留不申商人共円脩姑息是ニ己相流罷在候処先年御一新之際追々旧幣御一洗皇国一般山海之懸隔運輸之便不便ニ応ジ相庭之高低活動有之候儀商人共始テ活眠相閑今日ニ到り候

而者晴天白日ヲ仰候心得ニ難相成候得共累年束縛之相場ニ相泥ミ罷在候間未タ海内普通ノ相庭立実地ニ相残不申  
自然一円脩ニ落入売買約定等違約等生シ：(6)

こうした当地方の市場条件に基いて、官立相場は安く決定される。従つて米価の高い地方へ貢租米を販売することによつて、租税上納額を遙かに超える利潤の取得が可能なのである。また官立相場は、一〇月一日から十一月五日までの、いい換えれば秋收期の平均米価で決定されるから、年間の米価変動を利用することも可能である。

#### 徴税請負人の貨幣蓄積

以上の販売及び購買過程に制約された買請石代金納によつて、徴税請負人たちはどれ程の利潤を挙げたのであろうか。資料の制約上、三越商社と桜井家についてみることにする(第三表をみよ)。まず三越商社の総利潤額を推定すれば次のようになる。水沢県第一大区(貢米納惣代は桜井家)における三越商社の取扱石数は四、六二〇石、六年度の官立相場は石当り二円六八錢であるから政府への租税上納金は、一万二、三八二円となる。貢租米を翌年三月に、深川市場において先物販売したと仮定すれば、当時の定期米相場は、石当り六円七五錢であるから販売総額は、三万一、一八五円となる。従つて両者の差、すなわち商社の総利潤額は、一万八、八〇三円となる。輸送費その他諸経費を控除してもかなりの利潤をえたことになる。しかしこれは、七年三月の深川定期米相場を前提し、また取扱地域を水沢県第一大区だけに限つて算出した数値である。当時の米価の上昇——七月一、板垣退助の民選議院の建白、二月、江藤新平の佐賀の乱、四月、台湾征伐の議決などによる通貨の膨脹を基礎に——を考慮に入れ、さらに商社が水沢県全域、また宮城県を買請石代金納をも行つたとすれば、その利潤は途方もなく大きくなるのである。三越商社の挙げた利潤は、先にみたように、三井組と戸塚貞輔との契約によつて、その七割五分が三井組に入ることになつていたから、三井組にとつては極めて有利かつ安易な蓄積手段だつたといえる。

桜井家について見よう。同家の資料は次のように語っている。

「貢米ハ石代金納ト正米売買トノ間ニ値違アリテ商人ニ売買出来、…然シ前年度同様所定ノ貢米ハ納惣代トナリ五蔵場ニ取纏タリ。追テ此貢米ハ自分一手ニ官御物則〔米四斗二升入式俵<sup>並</sup>一壱石割〕壱石四円十六錢六厘八毛二糸ニテ引受タリ之レハ自分立身ノ創立ナリ」(同家「貢米関係雑証」)。

「……翌八年三月ニ村々ヨリ引受渡済此貢米ニテ案外ノ利ヲ得ル」(同家「日誌」)。

(註) 桜井家の買請石代金納の取扱地域は、「貢米関係雑証」によれば、登米郡五蔵場の全部となるが、「定約証文」によれば、吉田村本郷及び桜岡と赤生津村である。

第3表 貢 租 米 販 売 利 潤 (推定)

|       | 年 度    | 取 扱 地 域                | 貢租米<br>取扱石<br>数 | 貢租米<br>販売額<br>A | 租 税<br>上納額<br>B | 利 潤<br>A—B  | 備 考                               |
|-------|--------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------------------------|
| 三越商社  | 明治 6 年 | 水沢県第一大区                | 石<br>4,620      | 円<br>31,185     | 円<br>12,382     | 円<br>18,803 | 深川定期米相場(7年3月)石当り6円75銭・官立相場 2円68銭  |
| 桜 井 家 | " 7 年  | ①水沢県第一大区全部の場合          | 4,620           | 27,396          | 19,265          | 8,131       | 石巻市中相場(8年3月)石当り 5 円93銭・官立相場 4円17銭 |
|       |        | ②うち吉田村(桜岡、本郷)及び赤生津村の場合 | 920             | 5,455           | 3,836           | 1,619       |                                   |
| 〔参考〕  |        |                        |                 |                 |                 |             |                                   |
| 小 野 組 | " 5 年  | 宮城県の一部                 | 14,100          | 55,695          | 27,354          | 28,341      | 深川定期米相場(6年3月)石当り3円95銭・官立相場平均1円94銭 |

1. 深川定期米相場は、中沢次郎『日本米価変動史』。
2. 石巻市中相場は、安孫子麟「明治期における地主経営の展開」(『東北大学農学研究報告』第6巻4号)掲載の久保家資料による。
3. 三越商社及び桜井家の取扱地域、貢租米取扱石数、租税上納額及び官立相場は、桜井家資料による。
4. 小野組は、宮城県図書館蔵、貢租米関係資料による。

桜井家の買請石代金納の取扱石数は、「定約証文」によれば九二〇石である。官立相場は、石当り約四円一七銭として租税上納金を算出すれば、三、八三六円となる。買租米を翌八年三月、石巻で売却したと仮定すれば、当時の石巻市中相場は五円九三銭であるから販売総額は、五、四五五円となる。従つて市場価格と官立相場との差額一、六一九円が利潤となる。若し五蔵場全部を取扱つたとすれば、利潤は八、一三一円となる。桜井家はこの利潤の取得について、「自分立身ノ創立ナリ」と述べているように、如何に莫大な貨幣的富の蓄積であつたかがわかる。

なお第三表に掲げた小野組の取扱地域は宮城県の一部であるが、明治五年度に買請石代金納を行っている。いままでの方法で利潤を算出すれば、二万八、三四一円となる。

#### 徴税請負人の土地集積

以上、買請石代金納による貨幣蓄積の具体的な姿を、三越商社及び桜井家についてみてきた。徴税請負人たちがえた果実は、巨大な貨幣蓄積のみではない。同時に注意すべきことは、これと密接に結びついて現われる高利貸付と、これを楨杆とした急速な土地集積である。桜井家の場合についてこれをみよう。その手懸りとして、明治七年度の貢租上納のための借金証文を挙げておく。

#### 金子借用証券之事

一金 五円也

右之通去甲茂御租税皆納シタ免前者金高正ニ借用仕候処実正也但返済之儀者当八月ニ罷成候テ一月金十円ニ二十五銭ノ利足相加ヘ元利共ニ無滞御勘定可仕候依之請合人調印相請証券如件

明治八年亥年一月十一日

金子借用人

畠山 善兵衛

請合人  
三浦 助蔵

右の借用証文にみられるように、農民は、桜井家に租税を立替えて貰う替りに、引当物件である貢租米を、同家へ納めねばならない。若し何らかの理由で納められぬ場合には、次年度の米穀か、土地・建物を改めて抵当とするか、さもなければ無担保で借金に振替えて貰わねばならない。過重な貢租、高額小作料、さらに高利をかかえた農民は、八年の凶作、また九年から実施された地租金納によつて、一遽に貨幣経済に捲込まれ、遂に土地・家屋の手離しを余儀なくされる。

明治一〇年以前における桜井家の土地集積状態をみよう。第四表によれば次のことが指摘しうる。第一に、同家が三越商社の代人となり、買請石代金納に実質的に乗出した七年から九年にかけて急激に土地集積が行われている。第二に、町村別に見ると桜井家が買請石代金納を取扱つた吉田村と豊里村（旧赤生津村を含む）の土地質流及び購入筆数の増加が特に目立っている。かくて一〇年には田一二町余、畑一町余の小作地をもつ地主となる。このように、買請石代金納は、単に商人資本機能のみではなく、それと結びついて現われる高利貸資本機能によつて、農民層の収奪過程を具体的におし進めたことは疑いない。

第4表 桜井家の土地集積状況  
(明治7~10年)

|     | 土地質流及び購入筆数 |    |    | 小作地(明治10年) |      |
|-----|------------|----|----|------------|------|
|     | 明治7年       | 8年 | 9年 | 田          | 畑    |
| 登米町 | 0          | 0  | 3  | 9.4        | 0    |
| 宝江村 | 0          | 3  | 1  | 16.3       | 7.7  |
| 吉田村 | 0          | 0  | 13 | 45.3       | 0    |
| 豊里村 | 5          | 8  | 11 | 53.5       | 5.5  |
| 計   | 5          | 11 | 28 | 124.5      | 13.2 |

1. 土地質流及び購入筆数は、同家『土地移動登録簿』。
2. 小作地は『明治拾歳田畑小作住せ不作田地見帳』より集計。

☆

以上から徴税請負人の致富機構の特質についていえることは、徴税請負人たちが、買請石代金納を通して、貨幣的富を一遽に蓄積するとともに農民層の収奪過程を早めたことである。この過程は、彼等が地方の地主・資本家として成長するための基盤をおし括める一つの重要な契機であつた。桜井家が、「自分立身ノ創立ナリ」といつているのは、莫大な貨幣蓄積によつて明治八年から醬油醸造業を開業し、また地主・金貸として将来發展すべき致富基盤をえたからに他ならない。この点は恐らく他の徴税請負人にも共通していえることである。

その例を示そう。

尾形銀三郎——「維新草創に際し租税法尚定まらず、藩制を襲ぎて穀納なりしを以て之を中央政府に納付するに金に換うるの必要あり、銀平〔銀三郎の改名；筆者註〕又此代物納を爲して貢米を独占し之を上国に転売して利するところ少からず、依て権力と金と力とを併せ得、当時勢威薰灼當るべからざるの概あり」〔登米郡史〕上巻、七二六頁。

佐藤三之助——「富豪戸塚貞輔に身を寄せ、米系の商業に徒来す。商法成功して富鉅万を累ね七十七銀行及び内国生命保険会社の重役、奥羽日々新聞社長等となりて一時実業界に覇たり」〔仙台人名大辞典〕、四五六頁。

なお参考までに、三陸及び三越商社の役職員の明治一〇年以降における職業を示せば、第五表のようになる。これによれば、まず、旧仙台藩の特権商人のうち中井、谷口家など近江商人の系譜を引く前期資本家たちは、買請石代金納の特権からはずされ、さらに一三年から行われた殖産興業政策などによつても何ら恩恵を受けることなく、致富基盤を失い閉店を余儀なくされる。岩井家及び三越商社の戸塚家も恐らく同様であろう。次に、残された地元の豪商・豪農たちは、先述の基礎過程に制約されて、勿論近代的産業資本家或は商業資本として飛躍することなく、

地主、金貸（或はその組織化された地主的な地方銀行）、醸造業に代表される土着的な資本家として、これらの三位一体的な運用によつて貨幣的富を蓄積し、遅歩的ながら近代化の途を歩むのである。

註(1) マルクス『資本論』

邦訳、日評版(9) 三六六頁。

(2) マルクス『同書』(9) 三六八頁。

(3) 持田恵三「食糧政策の成立過程」(『農業総合研究』第一〇巻三号) 二五〇～一頁参照。

(4) 『明治前期財政経済史料集成』第七巻、附表(一三)「米価高低表」参照。

第5表 石巻・三陸商社及び三越商社の各役職員の職業  
(明治10年以降)

|             | 商社における地位    | 職 業                         |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| 中 井 新 三 郎   | 石巻・三陸商社年番頭取 | 明治15年閉店                     |
| 横 山 清 七     | 同           | ——                          |
| 佐 藤 助 五 郎   | 同           | 地主、呉服商、仙台銀行、七十七銀行、宮城商業銀行各重役 |
| 岩 井 作 兵 衛   | 同           | ——                          |
| 小 谷 新右衛門    | 同           | 藥商                          |
| 谷 口 惣 兵 衛   | 同           | 明治23年閉店                     |
| 藤 崎 三 郎 助   | 同           | 地主、七十七銀行、KK藤崎、塩水港製糖KK各重役    |
| 米 川 十 郎 左衛門 | 同           | ——                          |
| 武 山 市 右衛門   | 三陸商社年番頭取    | 地主、金貸業、醸造業、米商会社重役           |
| 尾 形 銀 三 郎   | 登米出張商社頭取    | ——                          |
| 三 越 喜左衛門    | 三越商社代表者     | ——                          |
| 戸 塚 貞 輔     | 同 支配人       | 地主、七十七銀行発起人、明治18年東京へ移住      |
| 阿 波 野 謙 助   | 同 手 代       | 地主、米穀・生糸商、明治30年代破産          |
| 横 山 万 五 郎   | 同           | 地主、東北実業銀行、同貯蓄銀行、東北北柳KK各重役   |
| 佐 藤 三 之 助   | 同           | 地主、五城銀行、内国生命保険会社、奥羽日々新聞各重役  |
| 井 上 常 次 郎   | 同           | (県会議員)                      |
| 桜 井 保 治     | 同 代 人       | 地主、味噌醬油醸造業、金貸業              |

職業は、前掲第1及び2表と同じ。但し職業欄の地主はききとりによる。

(5) 七十七銀行編『商揚書』二二頁。

(6) 宮城県図書館蔵『明治五年官省願伺(會計)』。

#### 四、むすび

いままで我が国における徴税請負的制度が、どのような条件の下に現われ、徴税請負人として登場してくる巨大政商や地方の豪商・豪農たちが、どのような機構の下に貨幣的富の蓄積を果すのか、それは原蓄期においてどのような意義をもつかについて考察してきた。ここで明らかにしたことは次の通りである。

(1) 我が国の徴税請負的制度は、明治九年定率地租金納が実施されるまでの過程に、絶対主義財政の脆弱性を補う地租金納の必要と、基礎過程に制約された農民の金納の困難との矛盾を縫合するものとして現われる。

(2) 徴税請負人は、幕藩体制に寄生して貨幣的富を蓄積してきた巨大政商や地方の豪商・豪農たちであつた。政府は、脆弱な絶対主義財政を維持するために、彼等の貨幣的威力を確認し、これに特権を与える。それは府県為替方の特権の具体的な延長としての租税収納である。かくて徴税請負人は、貢租米を持権的に独占する

(3) 絶対主義政府の実質的な確立過程に照応して徴税請負人たちに変化がおこる。幕藩体制に寄生した地方の特権人層の淘汰と、絶対主義の経済的基礎過程Ⅱ国内市場の形成と軌を一にする巨大政商と、これに結びつく地方の豪商・豪農の進出がそれである。徴税請負人の変化につれて、貢請石代金納の方法は、旧来の貢租米徴収の側面を次第に払拭しつつ、市場形成に即応した前期資本的活動の側面をより強く帯びるようになった。

(4) 徴税請負人の致富機構の特質は、区戸長などの豪農層を掌握することによつて始めて農民から貢租米を取得

(徴収と掠奪的購買の結合)し、商品生産の未発達に基く、隔地間の米の価格差を利用して販売する。かくして租税上納額を遙かに超える譲渡利潤を一遽にうるとともに、高利貸付を横杆に、農民層の分解(小作農化)を促進する。

(5) 以上の諸結論から原蓄期における徴税請負的制度を次のように位置づけることができるであらう。明治初期における原蓄過程の特質は、絶対主義のいわゆる財政主義(fiscalism)に基く、前期的資本への特権の附与を通して、彼等自身が、原蓄を直接行うのである。従つてその後地租改正、殖産興業政策に示される絶対主義権力の直接の、しかも統一ある政策体系として強力にうち出される原蓄過程とは異なる。買請石代金納に代表される我が国の徴税請負的制度は、正に初期原蓄過程のティピカルな例であり、三井のごとき巨大政商が将来財閥として成長するための、また地方豪商・豪農が地主(これと有機的な脈絡をもつ資本家)として発展するための、いわば踏台であつたと思われるのである。

〔附記〕明治一〇年以降の桜井家の展開過程については、取敢えず本所所内誌『総研月報』に、「農村における貸金業の発展と衰退」(三一年七月号)、及び「農村高利貸業の興隆と衰退」(三二年七月号)に、その要点を発表しておいたが、なお詳しくは、本稿に引続いて発表する予定である。

本調査に当つて、岡村晴令(現在農林省長野統計調査事務所北安曇出張所)、岡田和喜(現在財団法人金融経済研究所)の両氏の御協力をえた。記して感謝の意を表したい。